

### Ⅲ 健全化判断比率等調書

#### 1 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率

比率の名称	本市の比率	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	算定式
①実質赤字比率	- %	12.29%	20.0%	-	$= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
②連結実質赤字比率	- %	17.29%	35.0%	-	$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
③実質公債費比率 (3か年平均)	9.9%	25.0%	35.0%	-	$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
④将来負担比率	60.5%	350.0%	-	-	$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
⑤資金不足比率 (各公営企業会計)	- %	-	-	20.0%	$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

- ※早期健全化基準 = いずれかの比率が基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事に報告しなければならない。
- ※財政再生基準 = いずれかの比率が基準以上となった場合、財政再生計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事を経由して総務大臣に報告しなければならない。なお、財政再生計画の国の同意がないと、地方債の制限がかかる。
- ※経営健全化基準 = 比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事に報告しなければならない。

## 2 財政指標の意義

### (1) 実質赤字比率

地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもの

◆地方公共団体が自由に使い道を決めることができる地方税や地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率

比率の意義 → 当然、該当しない（赤字がない）ことが望ましい

### (2) 連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもの

◆すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す比率

比率の意義 → 当然、該当しない（赤字がない）ことが望ましい

### (3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値

◆借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率

比率の意義 → 数値が低いことが望ましく、高くなるほど財政の弾力化が低下している

#### (4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることが出来る基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額で除したもの

◆地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率

比率の意義 → 数値が低いことが望ましいが、大都市等においてこれまで地方債を充当してインフラ等の整備を積極的に行った団体では、高くなることが考えられる

#### (5) 資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の状況を表したもの

◆公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率

比率の意義 → 当然、該当しない（不足額がない）ことが望ましい

【参考】

1 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率

比率の名称	本市の比率	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	算定式
①実質赤字比率	-%	12.29%	20.0%	-	$= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
②連結実質赤字比率	-%	17.29%	35.0%	-	$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
③実質公債費比率 (3か年平均)	9.9%	25.0%	35.0%	-	$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
④将来負担比率	60.5%	350.0%	-	-	$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
⑤資金不足比率 (各公営企業会計)	-%	-	-	20.0%	$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

- ※ 早期健全化基準 = いずれかの比率が基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事に報告しなければならない。
- ※ 財政再生基準 = いずれかの比率が基準以上となった場合、財政再生計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事を経由して総務大臣に報告しなければならない。なお、財政再生計画の国の同意がないと、地方債の制限がかかる。
- ※ 経営健全化基準 = 比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を策定し、議決を経て、公表及び県知事に報告しなければならない。

2 健全化判断比率等の対象

一般会計等		一般会計		④	③	②	①
一般会計等に属する特別会計		白井温泉こもちの湯事業特別会計 たちばなの郷城山事業特別会計					
公営事業会計	公営企業会計	一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計	将来負担比率	実質公債費比率 (3か年平均)	連結実質赤字比率
		公営企業に係る会計		老人保健特別会計			
				後期高齢者医療特別会計			
				介護保険特別会計			
				特別養護老人ホーム事業特別会計			
				水道事業会計			
	病院事業会計						
	農産物直売事業特別会計						
	伊香保温泉観光施設事業特別会計						
	小野上温泉事業特別会計						
	交流促進センター事業特別会計						
	下水道事業特別会計						
	農業集落排水事業特別会計						
	個別排水処理事業特別会計						
簡易水道事業特別会計							
一部事務組合		渋川地区広域市町村圏振興整備組合 烏帽子山植林組合 群馬県市町村総合事務組合		9.9%	-	-	
広域連合		群馬県市町村会館管理組合 群馬県後期高齢者医療広域連合					
地方公社		渋川市土地開発公社 渋川市公共施設管理公社 渋川広域森林組合 北群渋川農業協同組合		60.5%	-	-	
第三セクター等 (損失補償債務)							

### 3 財政指標の対象となる会計区分

#### (1) 一般会計等とは

地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と、次の(2)公営事業会計のいずれにも属さない特別会計の総称であり、「地方財政状況調査」(決算統計)における「普通会計」が対象とする会計の範囲に相当するものです。一般会計等は、次の①と②の会計を合わせたものです。

① 一般会計 ② 一般会計等に属する特別会計

「一般会計等に属する特別会計」とは、地方公共団体が設置する特別会計のうち、次の(2)公営事業会計のいずれにも属さない特別会計をいいます。

→ 本市においては、一般会計と白井温泉こもちの湯事業、たちばなの郷城山事業の各特別会計が該当します。

#### (2) 公営事業会計

##### ①一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る会計以外の特別会計とは

事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいい、具体的には次に掲げる事業に係る特別会計をいいます。ただし、地方公営企業法を適用していない事業に限ります。

①国民健康保険事業、②介護保険事業、③後期高齢者医療事業、④農業共済事業、⑤老人保健医療事業、⑥介護サービス事業、⑦駐車場事業、⑧交通災害共済事業、⑨公営競技に関する事業、⑩公立大学附属病院事業及び⑪有料道路事業

→ 本市においては、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険及び特別養護老人ホーム事業の各特別会計が該当します。

##### ②公営企業会計とは

地方公営企業法の法適用企業に係る会計及び法非適用企業に係る特別会計の総称であり、具体的には次に掲げる事業に係る会計をいいます。

①水道事業、②簡易水道事業、③工業用水道事業、④交通事業(軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業)、⑤電気事業、⑥ガス事業、

⑦港湾整備事業、⑧病院事業、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪宅地造成事業、⑫下水道事業、⑬観光施設事業及び⑭その他法適用企業に係る事業

→ 本市においては、法適用企業には水道事業会計及び病院事業会計が、法非適用企業には農産物直売事業、伊香保温泉観光施設事業、小野上温泉事業、交流促進センター事業、下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業及び簡易水道事業の各特別会計が該当します。

### (3) その他

実質公債費比率の算定には一部事務組合及び広域連合にかかる公債費に準ずる経費を、将来負担比率の算定には一部事務組合及び広域連合の地方債残高の地方公共団体負担分と地方公社や第三セクター等の外部団体の負債のうち地方公共団体が将来負担する可能性がある部分を含めています。

→ 本市においては、一部事務組合には渋川地区広域市町村圏振興整備組合、烏帽子山植林組合、群馬県市町村総合事務組合及び群馬県市町村会館管理組合が、広域連合には群馬県後期高齢者医療広域連合が、地方公社には渋川市土地開発公社が、第三セクター等（損失保証債務がある団体のみ）には、渋川市公共施設管理公社、渋川広域森林組合及び北群渋川農業協同組合が該当します。